

# 振 動 防 止 対 策

## (建設作業の振動)

福島県では、「振動規制法」に基づき建設工事の作業に伴って発生する振動の防止に関する取り組みを行っています。

また、振動規制法に基づく指定地域以外の地域については、県知事が振動の防止に関して準拠すべき基準を示した「福島県振動防止対策指針」を定めています。

### 1 建設作業から発生する振動の規制

振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものを「特定建設作業」と定義しています。特定建設作業は、別表に示す6種類の作業です。

振動規制法に基づく指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、法による規制の対象になります。

### 2 振動規制法に基づく規制基準

区域の区分	敷地境界における振動基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1種区域	75デシベル以下	7:00～19:00	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2種区域		6:00～22:00	1日14時間を超えないこと		

区域の区分	地域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域
第2種区域	第1種区域を除く地域

### 3 振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	鏡石町	矢吹町			
本宮市	石川町				



振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

## 福島県

白地図「KenMap」の地図画像を編集

※ この図は、振動規制法に基づく指定地域を有する市町村を色つきで示したもので、当該市町村のすべての地域が指定地域であるという意味ではありません。指定地域の詳しい範囲については、各市町村へお問い合わせください。（町村部については、県でも問い合わせ可能です。）

### 4 実施届出

振動規制法に基づく指定地域内において特定建設作業を施工しようとする者は、当該作業の開始の日の7日前までに、市町村長に所定の事項を届け出なければなりません。

ただし、災害その他の非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、届出を行える状態になった時点で速やかに届け出てください。

## 5 改善勧告及び改善命令

振動規制法に基づく指定地域内における特定建設作業に伴って発生する振動が、規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合は、市町村長は、振動の防止の方法の改善又は作業時間を変更すべきことを勧告することができます。

また、勧告に従わずに特定建設作業を行った場合は、勧告に従うよう改善を命ずることができます。

## 6 福島県振動防止対策指針

福島県生活環境の保全等に関する条例第75条の規定に基づき、振動規制法に基づく指定地域以外の地域における振動の防止に関して、準拠すべき事項を示したものです。

### (1) 適用地域

振動規制法に基づく指定地域及び中核市以外の県内全域です。

### (2) 振動建設工事

建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生させる作業で、種類は振動規制法の特定建設作業と同じです。(別表)

### (3) 振動建設工事に伴って発生する振動の防止に関し、建設工事を施工する者が準拠すべき基準

振動規制法に基づく規制基準における、第1種区域の基準と同じです。ただし、災害その他の非常の事態の発生により振動建設工事を緊急に行う必要がある場合などは、この限りではありません。

別表 振動規制法に基づく特定建設作業の種類

作業内容	規格
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打くい抜機を除く。
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。